

神戸市立神出小学校いじめ防止基本方針（令和2年6月改定）

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立神出小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

平成30年6月 神戸市立神出小学校

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- ①神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- ②児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

1. 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・教育目標「心豊かに たくましく 生きる子の育成」を合言葉に、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

3. 校内体制について

(1) 神出小学校「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。

- ・構成は、校長、教頭、生徒指導係、各学年担任、養護教員、スクールカウンセラー、特支コーディネーターとする。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、校内いじめ問題対策委員会を開催し、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

(3) 教職員のいじめの認知と対応

- ・けんかやふざけ合いであっても見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、いじめた児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合でも、法が定義するいじめに該当するため、校内いじめ問題対策員会で情報を共有していく。
- ・日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的な触れ合いを大切にし、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りを努める。

(4) 教職員の意識と責務

- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることも理解しておく。
- ・すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。
- ・児童がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第1項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり、隠したりせず校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援する。

4. いじめを未然に防止するために

神戸市では、法第14条第1項の趣旨に基づきいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「神戸市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動に取り組む。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年間に**3回**実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するとともに保存年限を守って保存する。
- ・内容に関しては、いじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものを検討し作成する。
- ・すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施する。
- ・定期的ないじめアンケート調査、教育相談その他の必要な措置を講じ、取組状況を把握する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に児童の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で児童の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーや養護教員と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。また教職員は、問題の発生を予防したり児童の適切な自己成長を援助したりする「育てる教育相談」の考えかたを理解して実践していくため、スキル演習を通してその基本的な考え方や実際の手法を学ぶ研修の機会をとる。

いじめに関するアンケート実施について

児童一人一人の今の状況やいじめ早期発見、早期解決を図るためにも、3回実施とする。

1回目

実施：1学期前半 5年生の自然学校実施後に行う。(6月頃)

目的：今の学年が始まる4月から今までの状況を、児童から聞き取る。

いじめに対する意識調査が、1学期でどの程度かを調査する。

2回目

実施：2学期後半 音楽会後に行う。(11月頃)

目的：今の学年・クラスでのいじめの状況を調査し、実態を把握するために児童・保護者から聞き取る。

いじめに対する意識調査が、どのように変化したかを調査する。

学校だよりなどで、現在の状況や意識調査の結果などを保護者・地域に知らせる。

3回目

実施：3学期中ごろ(2月頃)

目的：3学期時点で学年・クラスでのいじめの状況を調査し、2回目の結果とも照らし合わせ、来年度に向けていじめ対策をしっかりと行い、仲間意識の向上を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、双嶺懇話会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。
- ・保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等について日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを家庭でも指導する必要性を伝える。
- ・子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守ることを伝える。
- ・子供がいじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があることを伝える。

<教育委員会として>

- ・法第14条第3項の趣旨に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関として「神戸市いじめ問題審議委員会」を設置する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		 学年・学級づくり 異学年での人間関係づくり（なかよし登校、ペア活動・遊び 等）									
た取組 早期発見に向け			アンケート 実施	教育相談				アンケート 実施	教育相談		アンケート 実施 教育相談	中学への 引き継ぎ
対応チーム等	職員会議 (基本方針 針提案)	職員研修		職員研修 教育評価	職員研修				職員研修 教育評価		職員研修	教育評価 次年度計画
	 生徒指導委員会											

5. 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間をアンケート実施時期に合わせて設定し担任が児童の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・日ごろの日記指導やさまざまな学習活動を活用し、担任と児童が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員が普段の活動を注意して見守ることを意識して行い、日常の児童の様子を見守る。
- ・児童の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。

*アンケート実施後に生徒指導部会を設ける。

(通常の生徒指導部会を、3回いじめ問題対策委員会に当てる)

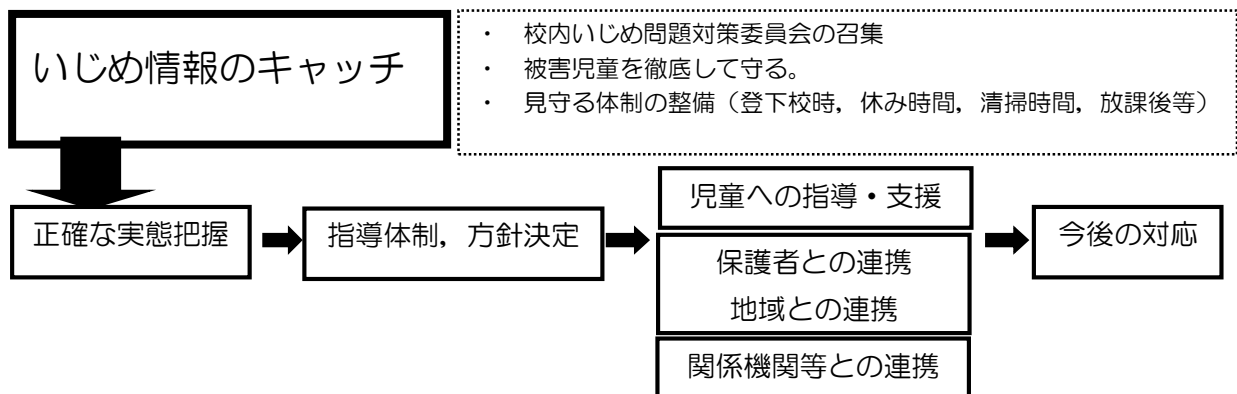
- ・各クラスの現状を、教職員全体で共通理解する場として考える。
- ・情報交換や対策を考える場とする。
- ・その他、気になる生徒指導上の問題がある時には、全教職員が共通理解をし、解決策を考える場にする。

- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、安心感を待たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・こうべつ子悩み相談「いじめ(ネットいじめ)・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)等、相談機関の周知を図る。

6. 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題を解消するための具体的な対応方針を定める。
- ・いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で迅速かつ組織的な対応を行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

※いじめに適切に対応できる学校指導体制



7. 特別な支援を必要とする児童への対応

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全職員で支援体制を構築していく。
- ・個々の児童を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。
- ・特に配慮を要する児童がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるように、正しい理解を深め、学校として必要な対応ができるよう支援する。
 - ① 海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ② 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ③ 各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
 - ④ 特別な事情があり、親元を離れて生活する児童など

8. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

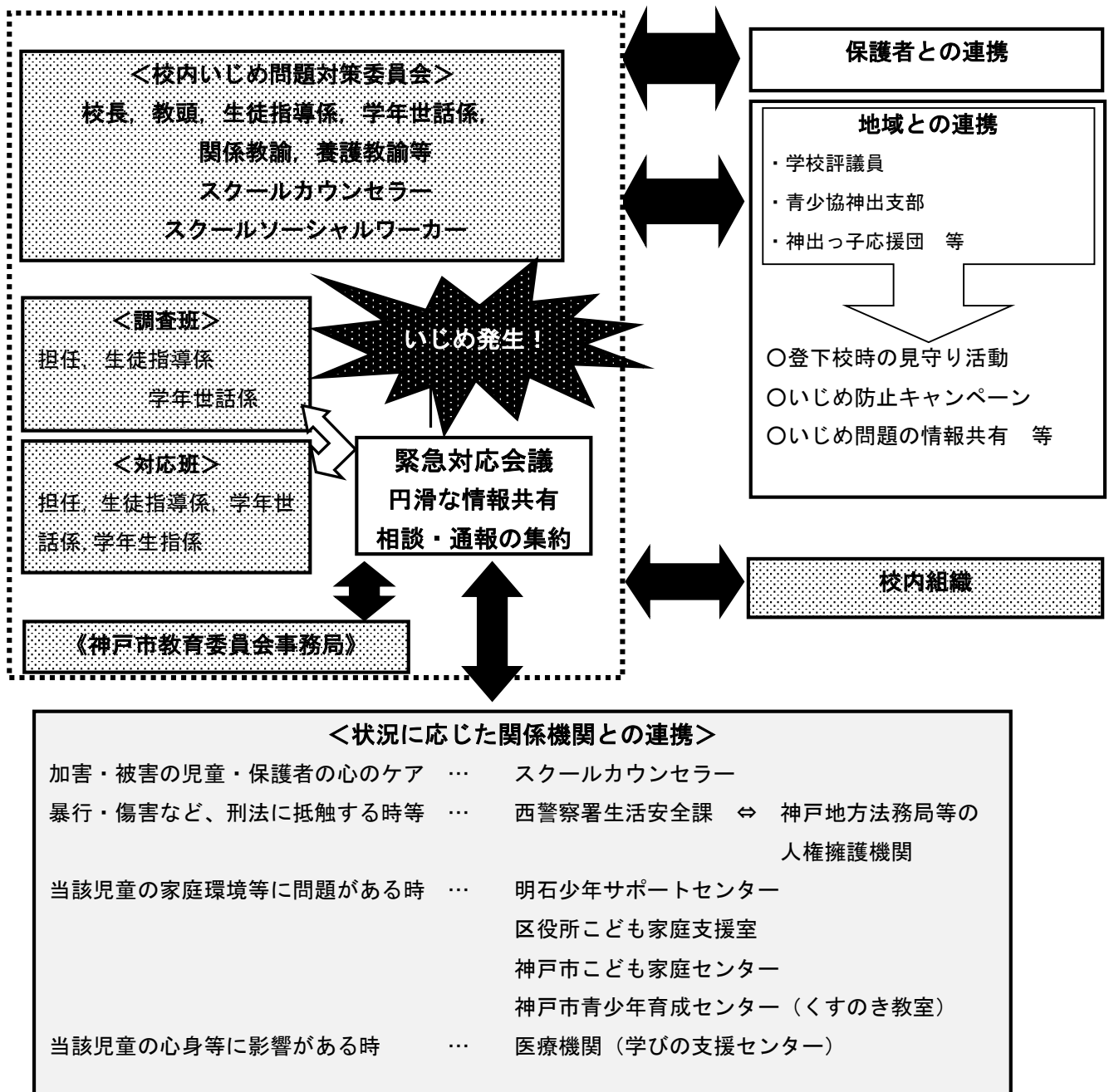
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、明石少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9. 保護者・地域との連携

- ・保護者、PTAの組織と連携し、また**神出っ子応援団やかたこ会の朝の立ち番等を活用した朝のあいさつ運動などに取り組むようにし、地域の方とのふれあいを大切にする。**
- ・地域や校区内の中学校とも連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、いじめ防止に関する活動に取り組む。
- ・PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10. 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。



11. いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた児童を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた児童へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

12. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて導いていく。

13. 校種間の連携について

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。
- ・ 校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにする。

14. 重大事態への対処

- ・ 重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。
- ・ 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・ 教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け速やかに事実関係を把握する。
 - ① 学校が主体となって行う場合
 - ② 教育委員会が主体となって行う場合
- ・ 教育委員会が主体となる場合、法第14条第3校の趣旨に基づき教育員会に設置される附属機関である「神戸市いじめ問題審議委員会」を、調査を行うための組織とする。その場合、必要があるときは臨時委員を置き、調査のための部会を組織する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。
- ・ 情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

15. その他

- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、学校評価の評価項目に必ず位置付け、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・ この基本方針は本校の状況に応じて、神出小学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。